

認可外保育施設を
利用している方へ

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

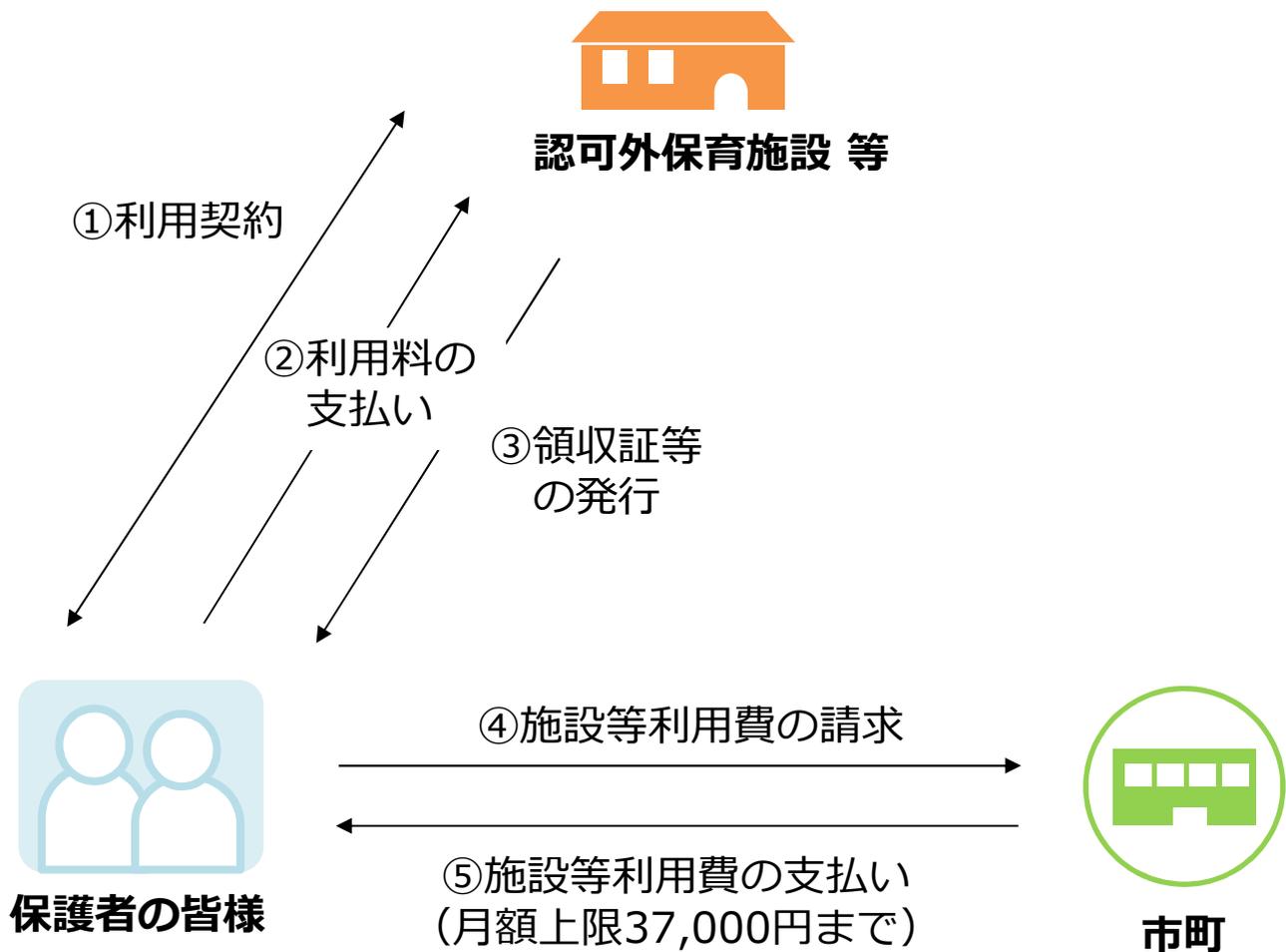
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。

(注) お住まいの市町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの市町に申請することが必要です。

- 香川県又は高松市に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター等）に加え、
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、香川県又は高松市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市町によって異なる場合があります。お住まいの市町にご確認ください。

[基本的な手続きのイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市町に申請が必要です。
- ※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、お住まいの市町にご確認ください。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

お問い合わせ先：

【高松市以外の認可外保育施設に関する情報について】

香川県子ども家庭課 TEL：087-832-3284 FAX：087-806-0207

【高松市の認可外保育施設に関する情報について】

高松市こども保育教育課 TEL：087-839-2358 FAX：087-839-2360

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続きについて】

お住まいの市町の担当課にお問い合わせください